

農業振興地域制度用語一覧

(佐賀県県土づくり本部農山漁村課「農業振興制度の手引き」(平成22年3月)より)

農業振興地域とは

(農業振興地域の整備に関する法律第6条参照)

農業振興地域の整備に関する法律(以下「法」という。)に基づき、今後相当期間にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として関係市町と協議の上、県知事が指定する区域をいいます。なお、指定要件は次のとおりです。

- ① 農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。
- ② 農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。
- ③ 土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められること。

農用地区域とは

(法第8条第2項第1号及び第10条第3項参照)

今後おおむね10年以上にわたって農業上の利用を確保すべき土地であり、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策はこの区域を対象として計画的に実施されることになっており、市町が定める農業振興地域整備計画のなかで設定される以下の土地です。

- ① 10ha以上の集团的農用地
- ② 農業生産基盤整備事業の対象地
- ③ 農業用施設用地(2ha以上のもの又は①、②に隣接するもの)
- ④ 地域の特性に即した農業の振興に必要な土地

農用地区域内の土地については、原則として住宅や駐車場等農業以外の用途に供することができません。

なお、農用地区域はその現況が農用地等である土地の区域をいうのではなく、農用地等として、利用すべき土地の区域を意味する点に注意を要します。すなわち、その現況が農用地等ではなく、山林・原野等であっても、将来農用地等として開発が見込まれる時は、農用地区域に含めることができますとなっています。

農振農用地とは

農用地区域に指定された「農用地等」を「**農振農用地**」(いわゆる**青地**)といい、逆に農振白地地域の「農用地等」については、一般的に「**白地**」といわれています。

農振白地地域とは

農用地区域の対義語として、農振白地地域があり、この地域は積極的に農業振興を行わない地域であるため、農地転用許可がされれば、住宅や駐車場等農業以外の用途に供することが可能となります。

農用地等とは

(法第3条及び同法施行規則第1条参照)

- ① 耕作の目的に供される土地(農地法の農地)
- ② 主として耕作、若しくは養畜の業務のための採草、若しくは家畜の放牧を目的に供される土地(農地法の採草放牧地)
- ③ 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地(混牧林地)
- ④ 前記の①から③までの土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地(かんがい排水施設、農道等)
- ⑤ 耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設(④の施設を除く)で農林水産省令(同法施行規則第1条参照)で定めるものの用に供される土地

農業振興地域整備計画とは

(法第8条参照)

農業振興地域整備計画とは、県知事により農業振興地域の指定を受けた市町が農用地として利用すべき土地の区域(農用地区域)を定めた農用地利用計画のほか、農業生産基盤、農業近代化施設の整備等の計画からなる長期計画です。

農用地利用計画とは

(法第8条第2項第1号参照)

優良農地の確保と保全をねらいとした土地利用の規制計画で、農用地区域の設定、農用地区域内の農業上の用途の指定を行います。

農用地利用計画の変更とは

- ① 農用地の区域の除外を目的とした変更
- ② 農用地区域内での農業上の用途区分の変更
- ③ 農業振興地域の名称の変更及び地番の変更に伴う変更等があり、通常、「**農振除外**」という場合は、①の場合である。

農地転用とは

農地を住宅敷地、道路、植林等の農地以外の用途に転換にすることをいいます。